川崎市公告第288号

(仮称)ホームズ川崎店建設事業に係る指定開発行為廃止届に ついて

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第29条第1項の規定に基づき、標記指定開発行為に係る廃止届の提出がありましたので、同条例第29条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成17年7月5日

川崎市長 阿 部 孝 夫

## 指定開発行為廃止届出について

1 指定開発行為者

名 称:株式会社 島忠

代表者:代表取締役 小島 孝雄

住 所:埼玉県さいたま市西区三橋五丁目 1,555 番地

2 指定開発行為の名称及び種類

名 称:(仮称)ホームズ川崎店建設事業

種 類:商業施設の新設(第1種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

3 指定開発行為を予定していた区域

位 置:川崎市川崎区中瀬3丁目20番1

区域面積:約61,200 ㎡

用途地域:工業地域

5 廃止年月日

平成17年6月28日

(指定開発行為廃止届受理日:平成17年6月28日)

6 その他

本件指定開発行為は、平成16年11月1日付けで指定開発行為実施 届及び条例環境影響評価方法書の提出があり、平成17年3月9日付け で条例方法書審査書を公告していたものです。

> (環境局環境評価室担当) 電話 200-2516